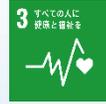


近頃、耳が聞こえづらいことで生活に不便を感じていませんか？
補聴器の購入を検討されている65歳以上の皆様へ



高齢者の補聴器購入費用を補助します

事業名：安曇野市 高齢者補聴器購入補助金

令和7年度
新設制度



【対象者】

- 市内に住所がある65歳以上の方
- 市民税非課税世帯の方
- 市税等を滞納していない方
- 身体障害者手帳（聴覚障がい）の交付を受けていない方



◆耳鼻咽喉科の「医師意見書」が必要です。

※意見書は、申請の日前6か月以内に作成されたものであること。



- 耳鼻咽喉科の医師から補聴器の装着が【必要】と認められた方
(対象となる基準の一例：両耳の聴力レベルが70デシベル未満)

【認定補聴器技能者が在籍する店舗が確認できます。】

- 意見書を基に「認定補聴器技能者」が在籍する補聴器販売店からの見積書が必要です。



公益財団法人テクノエイド協会

【補助金及び対象の内容】

■ 上限額 **30,000円** ※ 費用の3分の2 (1,000円未満切捨て)

- 購入に係る補助は、一人一回限りです。
- 医療機器に該当する補聴器本体（本体付属品を含む。）が対象です。
- 故障、修理、メンテナンス費用は対象外です。
- 集音器の購入は対象外です。
- 診察料、検査費用、証明書料、送料等は自己負担です。

【申請にあたっての注意事項】

- 補助金交付決定日より前に購入された機器は補助対象外となります。
➔ 必ず、購入前に補助金の交付申請を行い、交付決定を受けてください。
- 医療機関の検査結果により、助成対象に該当しない場合があります。
➔ 制度上、要件に満たない場合もございます。ご了承ください。
- 補聴器購入後に発生した修理費やメンテナンス費用は対象外です。
➔ 補聴器本体の購入に関する費用のみ補助対象です。



【お問い合わせ】 〒399-8281 安曇野市豊科6000番地
安曇野市役所 福祉部 高齢者介護課 長寿福祉係
電話 0263-71-2254 (直通) FAX 0263-71-2328

① 申請書取得

☑ はじめに、市役所窓口（高齢者介護課12番窓口）へご相談ください。

- ・補助金の内容や対象者の要件、申請の手順をご説明します。
- ・補助金交付申請書などの必要書類をお渡しします。

【お渡しする書類】

- ・安曇野市高齢者補聴器購入補助金交付申請書（様式第1号）
- ・医師意見書（様式第2号）

② 医療機関受診

☑ 「医師意見書」に対象者名と住所・生年月日を記載し、耳鼻咽喉科を受診してください。

- ・受診の結果、補聴器が必要であると医師から認められた場合、「医師意見書」の作成を依頼し、オーディオグラム（聴力図）が添付された、受診日及び医師記名のある「医師意見書」を受け取ってください。

※受診に係る費用、意見書作成費は自己負担となります。
※オーディオグラム（聴力図）は写しでも可です。

③ 見積り

☑ 補聴器販売店への相談や試聴を行ったうえで、医師の意見書に基づいた補聴器の「見積書」作成を依頼してください。

- ・「見積書」の宛名は、申請者名としてください。
- ・「見積書」は、認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店に限ります。
※認定補聴器技能者の検索は、二次元コードから公益財団法人テクノエイド協会へ



④ 申請書提出

☑ 「補助金交付申請書」に②と③の書類を添付のうえ、市役所窓口（高齢者介護課12番窓口）へ提出してください。

- 【提出書類】
- ☑ ① 安曇野市高齢者補聴器購入補助金交付申請書（様式第1号）
 - ☑ ② 医師意見書（様式第2号）
 - ☑ ③ 見積書

【提出先】 〒399-8281 安曇野市豊科6000番地
安曇野市役所 福祉部 高齢者介護課 長寿福祉係

⑤ 購入

☑ 交付決定通知が届いたら、見積りした補聴器を購入し、販売店から「領収書」を受け取ってください。

- ・「領収書」の宛名は、申請者（対象者）名としてください。
- ・「領収書」に販売店名、金額、領収日の記載があることを確認してください。
※交付決定通知と合わせ、「実績報告書兼交付請求書」（様式第4号）をお送りします。

⑥ 報告兼請求

☑ 「実績報告書 兼 交付請求書」に「領収書」を添付のうえ、市役所窓口（高齢者介護課12番窓口）へ提出してください。

- 【提出書類】
- ☑ 安曇野市高齢者補聴器購入補助金
実績報告書兼交付請求書（様式第4号）
 - ☑ 領収書

【提出先】 ④の申請書手続きと同様です。

- ・購入実績を審査のうえ、後日、補助金確定通知書をお送りします。
- ・補助金の振込は後日、会計課から振込通知書にてご案内します。



安曇野市内の耳鼻咽喉科のご案内 (注) 申請前に必ず受診してください。

高齢者介護課12番窓口で、申請書・医師意見書(様式第2号)を取得した後、

注意

☑ 補聴器を購入する前に、耳鼻咽喉科を受診し「医師意見書」を取得してください。



☑ 「医師意見書」を持参し、裏面の「認定補聴器技能者が在籍する店舗等」で、購入する予定の補聴器本体の見積書をお願いください。

※ 安曇野市高齢者補聴器購入補助金の申請には、耳鼻咽喉科の診断による「医師意見書」と「補聴器本体の見積書」が必要です。

以下に、安曇野市内で受診できる耳鼻咽喉科をご案内します。(令和7年7月現在)

■ 記載されていない市内の医院や市外の耳鼻咽喉科でも受診可能です。

※ 事前予約が必要な場合があります。受診を希望される医院へご確認ください。

※ 「医師意見書(様式第2号)」作成の費用は、医院ごとに異なります。

病院・診療所名	電話番号 (0263)	住所	二次元 コード
はれのひ耳鼻咽喉科 クリニック	31-6646	安曇野市豊科4946-4	
山本耳鼻咽喉科	82-7525	安曇野市穂高984-2	
安曇野赤十字病院 耳鼻いんこう科 ※完全予約制、当日受診は 紹介状が必要です。	72-3170	安曇野市豊科5685	

★補聴器見積書は、認定補聴器技能者が在籍する店舗から ⇒ 裏面をご覧ください。



■安曇野市では、購入された補聴器が最善な状況でご利用いただけるよう認定補聴器技能者の在籍する店舗から補聴器を購入いただくことを要件としています。

認定補聴器技能者は、補聴器相談医の診断や指導に基づいて、補聴器装用者への適切なアドバイスや対応が可能な「**補聴器の専門家**」です。

個々に適した補聴器の選定や聞こえ方の効果を高める調整など、最善な状態で使用できるように寄り添ってくれる存在です。

■**補聴器は購入してからの調整がとても大事なポイントです。**

最善な効果を得るために、根気よくご自身にあった調整を行う必要があります。

■補聴器は精密機器のため、**機能を維持するには定期的なメンテナンスが必要**となります。

購入された販売店で点検を忘れずに行ってください。



★認定補聴器技能者が在籍する店舗のご案内 (安曇野市・松本市内)

※その他の店舗は、公益社団法人テクノエイド協会(二次元コード)からご覧ください。

(注意) 下表は令和7年6月1日現在のものです。最新の情報はHPからご確認下さい。

	店舗名	住所	電話 (0263)
安曇野市	ノセメガネ 豊科店	安曇野市豊科4272-10 イオン豊科店1階	73-6606
	リオネットセンター 安曇野店	安曇野市豊科4682-3 7' ラ' 寿1F	87-2056
	メガネのナガタ 安曇野店	安曇野市穂高1793	82-1112
松本市	リオネットセンター 松本店	松本市中央2-4-13	35-3387
	ブルーム 松本店	松本市中条2-15 ヲ' ソ' ド' 7' ル1F	35-1675
	オプトアルファ	松本市並柳1-4-31	26-3832
	ノセメガネ 上土本店	松本市大手4-4-3	32-1489
	メガネ専門店フキ	松本市大手1-9-14	34-2933
	北山補聴器 松本店	松本市大手2-10-5 吉田ビル1階	31-0690
	メガネストアー 梓川店	松本市梓川倭2-1	78-4444
	ノセメガネ イオンモール 松本店	松本市中央4-9-51 イオンモール松本店 晴庭1F	87-5950
	パリミキ 南松本店	松本市村井町北1-15-11	57-7781
ヤマザキ 松本村井店	松本市村井町南2-22-12	57-7822	